

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 1 0 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 2 7 日付けで諮問（第 8 7 2 号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜地方裁判所第 9 民事部は係 B 裁判所書記官より、民事訴訟法第 1 8 6 条の規定に基づく調査嘱託依頼があり、その内容は、印鑑登録の印影の確認であった。

同条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務づけられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、印鑑登録情報を目的外提供すること及び本人通知を省略することについて、条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 印鑑登録の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 印鑑登録の有った事実の有無

(イ) 印鑑登録が抹消され保存文書である印鑑登録原票の写しの交付

調査事項は、死亡した者の印鑑登録されていた印影の照合を求めている

る。死亡により抹消された印鑑登録原票は、保存文書となっている。よって、調査の回答は、保存文書である印鑑登録原票の写しを証して交付するものとする。

イ 目的外に提供する相手方

横浜地方裁判所第9民事部係B裁判所書記官

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第186条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 調査嘱託の法的位置づけ

本件調査嘱託は、民事訴訟法第186条に基づくものであり、裁判所が官公署等に調査を嘱託することを認めたものであるが、その嘱託に応じて個人情報に目的外提供の回答を義務づけることまでを規定しているものではない。

民事訴訟法第186条は「裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。」としており、公正さに疑問を抱かせないような客観的な事項について調査を嘱託し、その調査報告を証拠資料とする簡易・迅速な証拠調べであり、裁判所が必要と判断したため嘱託したものであること、また、当事者間の正しい権利関係の確定に資することとなり、裁判を公正且つ迅速に行うため提供するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件嘱託された調査目的は、土地明渡等請求事件において土地賃貸借契約書の正当性を立証又は確認するものである。調査の対象となった者の印鑑登録の印影の証拠となる印鑑登録証明書は、登録者が死亡しているため取得できず、他の手段により取得することは困難なため、裁判所からの調査嘱託を受け、回答する必要があると判断する。なお、回答に当たっては、条例施行規則第11条に規定する「提供を受けるものが執る措置」を遵守するよう求めることとする。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、当該印鑑登録者は調査事項に記されているとおり死亡していることから、本人通知は省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 調査嘱託書及び調査嘱託申立書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が、土地明渡等請求事件を審理する上で必要であると判断した事項について行われたものであり、当該事件において土地賃貸借契約書の正当性を立証又は確認するためのものである。また、実施機関では、調査の対象となった者の印鑑登録の印影の証拠となる印鑑登録証明書は、登録者が死亡しているため取得できず、他の手段により取得することは困難である、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、当該印鑑登録者はすでに死亡している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上